

シリーズ「わが家の建築」⑧

～建築確認申請～

家を建築することは、夢のある一生の大事業です。家は家族だんらんの場であり、そして街の顔の一部でもあります。そこで、みなさんが家を建築するときの参考になるよう「わが家の建築」をシリーズでお知らせします。

建築物を新築または増改築する場合には、建築確認の申請手続きが必要となります。(10㎡以内の増築・改築・移転についてはこの限りではありません。)

建築確認

建築物の計画が建築基準法やその他の関係法令の基準に適合しているかを確認します。

中間検査

安全性に深く関わる工程については、その工程が終わった段階でその建築物が法令の基準に適合しているかを検査します。

完了検査

工事が完了した段階で、その建築物が法令の基準に適合しているかを検査します。

建築物の安全・衛生を確保するための基準

このような内容を確認します。

地震、台風、積雪等に対する

建築物の安全性の基準



居室の採光、換気、給排水設備、衛生設備等の

環境衛生に関する基準



火災による延焼、倒壊の防止、階段までの避難施設の設置等に関する

火災時の安全性の基準



市街地の安全・環境を確保するための基準

都市計画において定められた用途地域ごとに建築することができる建築物に関する基準



建築物の容積率、建ぺい率の制限、高さの制限、日影規制等に関する基準



敷地が一定の幅員以上の道路に接することを求める基準



★シリーズ「わが家の建築」は今回が最終となります。今後も不明な点はお気軽に、下記までお問合せください。

問合せ 都市建設課都市整備室 ☎④1211 内線1631・1632

違反建築防止週間

〈10月11日(金)～10月17日(木)〉

この週間には一斉公開建築パトロールが実施されます。